



追加型投信 / 海外 / 債券

## ユーロランド・ソブリン・インカム 組入債券に関するお知らせ

ファンド情報提供資料 / データ基準日: 2017年3月31日

平素は「ユーロランド・ソブリン・インカム」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

報道等で伝えられております通り、英国は2016年6月の国民投票においてEUからの離脱を選択しました。今後、英国は所定の手続きを経てEUから離脱する可能性が高くなっています。当ファンドは、英国については、ユーロ「参加見込国」(「ファンドの特色1」)として英国の国債、英ポンド建て債券を保有しておりましたが、2016年央以降の諸状況を鑑み全て売却致しました。以下、上記の件についてのレポートを作成いたしましたのでご案内いたします。

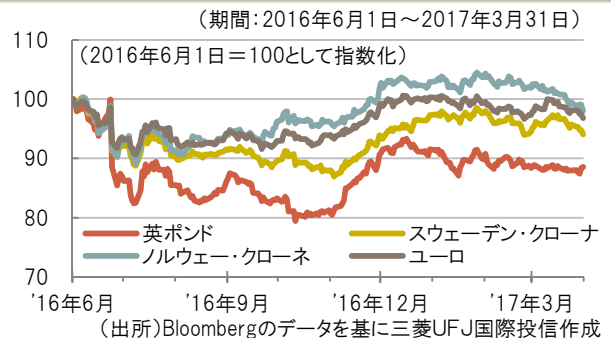
今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 英国のEU離脱に向けたスケジュール

2017年3月29日	英国政府、EU離脱を正式通知
2017年4月29日	EU特別会合(Special European Council) EU側の交渉スタンスの取り決め
2017年5月頃～	英国とEUの本格交渉開始
2018年秋頃～	合意事項に関してEU加盟各国の議会承認
2019年3月29日	交渉期限

(出所)各種報道等を基に三菱UFJ国際投信作成

### 主要為替レート(対円)の推移



### 2016年央以降の運用状況

2016年央以降、当ファンドにおいては、以下のような運用を行いました。

まず、通貨に関しては、2016年6月の英国国民投票で、EU離脱が支持されたことから、先行きの景気に対する不透明感が高まると判断し、英ポンドをベンチマークに対して、概ね少なめの保有としました。また、2016年12月に実施されたイタリアの国民投票や、それに続く、オランダ総選挙やフランス大統領選挙などを見据え、ユーロ圏における政治的な不透明感が高まりやすいと考え、ユーロは、ベンチマークに対して、概ね少なめの保有としました。一方、景気が堅調にもかかわらず緩和的な金融政策を続けているスウェーデン・クローナや、原油価格の底打ち期待が好材料となるノルウェー・クローネについては、ベンチマークに対して多めの保有としました。債券に関し、デュレーションについては、欧州中央銀行(ECB)の緩和政策が当面続くと思込み、ベンチマークに対して概ね長めとしました。

以上の結果2016年6月末から2017年3月末では、課税前分配金再投資換算ベースのパフォーマンスは、ベンチマークに対してややアンダーパフォームとなりました。

### <ポートフォリオの構成の変化(2016年6月末→2017年3月末)>

(2016年6月末)

	債券 組入比率	キャッシュ等	合計 組入比率(**)	
国債	ユーロ圏	66.1%	0.1%	66.2%
	ドイツ	3.9%	—	3.9%
	フランス	37.3%	—	37.3%
	ベルギー	7.2%	—	7.2%
	オランダ	6.4%	—	6.4%
	オーストリア	6.9%	—	6.9%
	アイルランド	4.3%	—	4.3%
	デンマーク	2.2%	0.0%	2.2%
	スウェーデン	7.7%	0.0%	7.7%
	ポーランド	1.4%	0.0%	1.4%
政府	イギリス	14.5%	0.0%	14.5%
	ポーランドスロバキア	2.6%	—	2.6%
機関債等 (*)	ノルウェー・クローネ建	4.0%	—	4.0%
	トルコリラ建	1.1%	—	1.1%
日本(キャッシュ等)	—	0.3%	0.3%	
計	99.7%	0.3%	100.0%	

(2017年3月末)

	債券 組入比率	キャッシュ等	合計 組入比率(**)	
国債	ユーロ圏	88.1%	0.4%	88.6%
	ドイツ	21.0%	—	21.0%
	フランス	37.3%	—	37.3%
	ベルギー	9.5%	—	9.5%
	オランダ	7.9%	—	7.9%
	オーストリア	6.1%	—	6.1%
	アイルランド	6.4%	—	6.4%
	デンマーク	1.9%	0.0%	1.9%
	スウェーデン	3.1%	0.0%	3.1%
	ポーランド	1.1%	0.0%	1.1%
政府	ポーランドスロバキア	0.7%	—	0.7%
	ノルウェー・クローネ建	2.5%	—	2.5%
機関債等 (*)	ロシア・ルーブル建	1.0%	—	1.0%
	イギリス(キャッシュ等)	—	0.1%	0.1%
ロシア(キャッシュ等)	—	0.0%	0.0%	
日本(キャッシュ等)	—	1.0%	1.0%	
計	98.4%	1.6%	100.0%	

(\*) 政府機関債等には国際機関債も含まれます。(\*\*) 為替ヘッジを行った場合には、ヘッジ比率を含みます。

■ 上記は過去の実績・状況、作成時点での見通しまたは分析です。これらは、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## 今後の見通し・運用方針

## 【投資環境の見通し】

## ■景気等見通し

ユーロ圏では、雇用市場の改善などを背景に、個人消費を中心とした内需が堅調さを維持していることに加え、足元では、グローバル景気の回復を受け外需が持ち直す兆候を見せるなど、域内景気は底堅さを増しつつあります。また、これまで出遅れ感のあったフランスやイタリアなどでも、企業景況感が顕著な改善を示すなど、景気回復は地域的な広がりを見せており、今後も、域内景気は堅調な回復が見込まれます。一方、物価については、エネルギー価格の反発などにより上昇圧力が強まっているものの、基調的な物価は、緩慢な賃金の伸びなどを反映し、低位で安定的に推移しています。こうしたなか、ECBは、物価目標達成の観点から、緩和的な金融政策を当面続けるものとみられます。

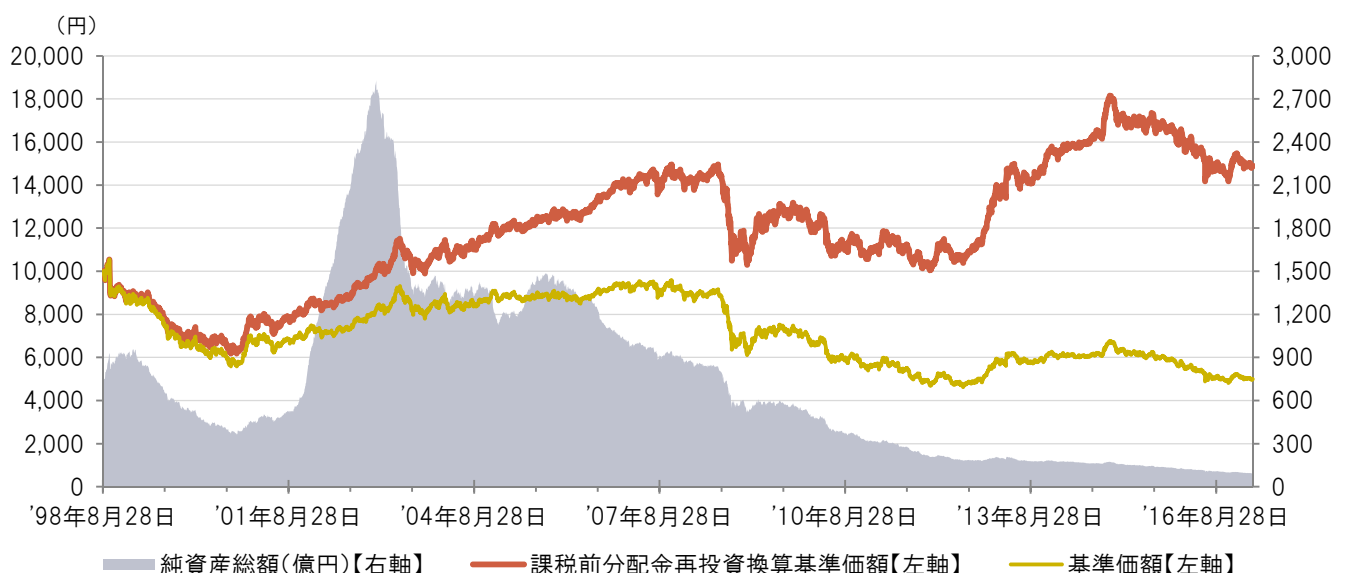
## ■市場見通し

今後実施される予定のフランス大統領選挙やイタリアの政局を巡る懸念は依然として残る一方、消費者や企業マインドの安定的な推移は、政治的な不透明感による景気への悪影響が、限定的なものに止まる可能性を示唆しています。こうしたなか、ユーロは、政治的な懸念が緩和されるとともに、円に対して緩やかに上昇するとみています。また、スウェーデン・クローナやノルウェー・クローネなどの北欧通貨は、ユーロ圏景気回復の恩恵を受けることが期待されるため、概ね堅調に推移するとみています。一方、ユーロ圏の金利は、景気回復を背景に上昇しやすい地合いが続くとみていますが、ECBの緩和的な金融政策が続くとみられることから、上昇余地は限定的になると考えています。

## 【今後の運用方針】

当ファンドでは、通貨に関しては、底堅い景気回復が見込まれるユーロのほか、スウェーデン・クローナやノルウェー・クローネなどの北欧通貨を、ベンチマークに対して多めの保有とする方針です。なお、ユーロ建て国債についてはユーロ参加各国の国債利回りの格差に着目し国別の保有比率を調整する方針です。また、金利に関しては、概ねレンジでの推移を想定していることから、ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマークに対して中立とする方針です。以上のような運用方針に基づき、ポートフォリオの運用成果向上に努める考えです。

## 基準価額の推移(期間:1998年8月28日(設定日)~2017年3月31日)



・基準価額および課税前分配金再投資換算基準価額は、信託報酬控除後の値です。  
 ・課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、三菱UFJ国際投信が公表している基準価額とは異なります。

■ 上記は過去の実績・状況、作成時点での見通しまたは分析です。これらは、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

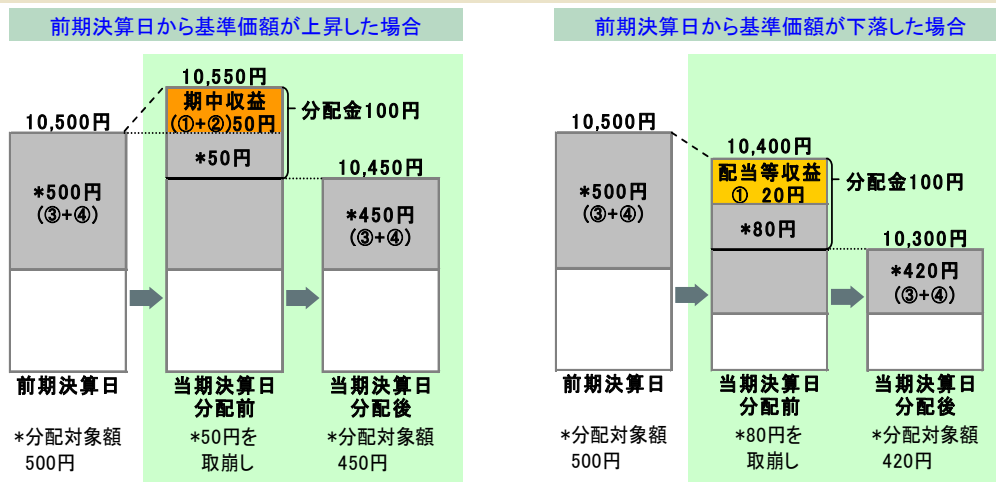
## 投資信託から分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



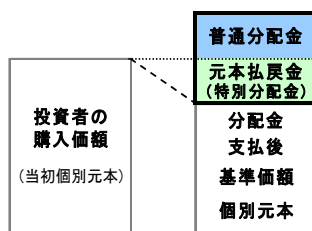
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

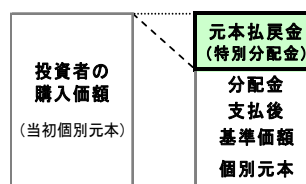
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

## 購入時手数料に関する留意事項

お客さまにご負担いただく購入時手数料の具体例は以下の通りです。販売会社によっては金額指定、口数指定どちらかのみのお取扱いになる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

## [金額を指定して購入する場合]

購入金額に購入時手数料を加えた額が指定金額となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、100万円の中から購入時手数料(税込)をご負担いただきますので、100万円全額が当該ファンドの購入金額となるものではありません。

## [口数を指定して購入する場合]

例えば、基準価額10,000円(1万口当たり)の時に100万口ご購入いただく場合、購入時手数料=(10,000円÷1万口)×100万口×手数料率(税込)となり、100万円と購入時手数料の合計額をお支払いいただくことになります。



## ユーロランド・ソブリン・インカム

## ファンドの目的・特色

## ■ファンドの目的

高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長をはかることを目的として運用を行います。

## ■ファンドの特色

**特色1 ユーロ参加国\*1・参加見込国のソブリン債券\*2を主要投資対象とします。**

・欧州地域以外の発行体による欧州通貨建債券にも一部投資することがあります。

・原則として、A格以上の格付けを有するソブリン債券に投資を行います。

\*1【ユーロ参加国】欧州の経済通貨同盟(EMU)にて使用されている単一通貨「ユーロ」を導入している国をいいます。経済通貨同盟(EMU)とは、1999年1月に生まれた単一通貨「ユーロ」のもと、一元的な金融政策を実施する同盟のことです。

\*2【ソブリン債券】各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

**特色2 ソブリン債券からの安定した利子収入の確保とともに信託財産の成長を目指します。**

・【債券】、【為替】双方の観点からポートフォリオを構築し、円ベースのリターンを追求します。

【債券】中長期的な金利見通しに基づき、債券ポートフォリオの **国別配分 デュレーションのコントロール** を行います。

【デュレーション】「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。

【為替】中長期的な為替見通しに基づき、各通貨(ユーロ、その他欧州通貨)が **相対的に上昇すると予測した場合** → その通貨の組入比率の引き上げ **相対的に下落すると予測した場合** → その通貨の組入比率の引き下げを行うことで、為替変動リスクをコントロールします。

※組入比率の調整によるほか、弾力的に為替ヘッジを行う場合があります。

・シティ欧州世界国債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

・ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社のアドバイスを受け、運用を行います。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

**特色3 隔月に決算を行い、収益の分配を行います。**

・毎年1、3、5、7、9、11月の10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益配分方針に基づいて分配を行います。

収益配分方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの **運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

**投資信託は預貯金と異なります。**

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

為替変動 リスク	当ファンドは、主にユーロ建およびその他欧州通貨建等の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行っていますので、投資している国の通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。
金利変動 リスク	投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしているときには、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。
信用 リスク	原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、当ファンドの基準価額も変動します。

**上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。**

## ■その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## 手続・手数料等

## ■お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
換金単位	販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込不可日	ロンドンの銀行が休業日の場合には、購入・換金はできません。 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(1998年8月28日設定)
繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。
決算日	毎年1・3・5・7・9・11月の10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年6回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■ファンドの費用

## お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に対して、 <b>上限2.16%(税抜 2.00%)</b> (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> をかけた額

## お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.2420%(税抜 年率1.1500%)</b> をかけた額
その他の費用・手数料	監査法人に支払われる当ファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。  
なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料で使用している指数について:シティ欧州世界国債インデックス(円ベース)  
シティ欧州世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスで、1984年12月末を100とする欧州主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

## 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

## ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
加入協会:一般社団法人 投資信託協会  
一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <http://www.am.mufj.jp/>  
<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034  
(受付時間 営業日の9:00~17:00)

## ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## ユーロランド・ソブリン・インカム

## 販売会社一覧

ファンド名称: ユーロランド・ソブリン・インカム

商号 (*は取次販売会社)	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1号	○			
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号	○	○		
安藤証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号	○			
池田泉州IT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	○			
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	○	○		
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第3号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第35号	○			
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○			
SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者 沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
香川証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号	○			
カブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○	
木村証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第6号	○			
共和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第64号	○	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第65号	○			○
光世証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第14号	○			
篠山証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第16号	○			
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第8号	○			
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○			
上光証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第1号	○			
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第99号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	○		○	
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
東武証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○	
日本アジア証券株式会社(換金のみのお取扱い)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第134号	○			
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第138号	○	○		
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	○			
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第148号	○			
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○			
廣田証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○			
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第127号	○		○	
ふくおか証券株式会社(新規募集停止)	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○			
松阪証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第19号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸国証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第166号	○			
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号	○			
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第20号	○			
みずほ証券株式会社(換金のみのお取扱い)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号	○	○		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (インターネット専用)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○	○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○			○
明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	○			
山形証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第3号	○			
山和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第190号	○			
豊証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第21号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○			
株式会社岩手銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第3号	○			
オーストラリア・アンド・ニュージーランド・ バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第622号	○			
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社十八銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第2号	○			
株式会社第四銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社三井住友銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
株式会社宮崎銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第5号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号	○		○	
京都信用金庫	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第52号	○			
横浜信用金庫	登録金融機関 関東財務局長(登金)第198号	○			
大山日/丸証券株式会社*	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第5号	○			
播磨証券株式会社*	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第29号	○			